別表一の二　各事業年度の所得に係る申告書－外国法人の分

税務署受付印	年　月　日 税務署長殿	事業種目		※税務署処理欄	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		
納税地	電話（　）　－	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中小法人		
		同非区分	同族会社　非同族会社		
本店又は主たる事務所の所在地		旧納税地及び旧法人名等			
（ふりがな） 法人名		恒久的施設の有無及びその種類	有・無 （支店等・長期建設工事現場等・代理人・その他）		
法人番号		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
代表者					
代表者住所					
（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者					

年　月　日
年　月　日　事業年度分の　申告書　（中間申告の場合の計算期間　年　月　日　年　月　日）

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等		所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	1	円	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等		所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	21	円
		法人税額（14）＋（15）	2				法人税額（33）＋（34）	22	
		法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）	3				法人税額の特別控除額（別表六(六)「5」）	23	
		差引法人税額（2）－（3）	4				差引法人税額（22）－（23）	24	
		リース特別控除取戻税額等	5				リース特別控除取戻税額等	25	
		法人税額計（4）＋（5）	6				法人税額計（24）＋（25）	26	
		分配時調整外国税相当額の控除額（別表六(五の二)「7」）	7				控除税額（(26)と(35)のうち少ない金額）	27	
		控除税額（((6)－(7))と(18)のうち少ない金額）	8				差引所得に対する法人税額（26）－（27）	28	
		差引所得に対する法人税額（6）－（7）－（8）	9						
	欠損金等の状況	欠損金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」）＋（別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」）	10			欠損金等の状況	欠損金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」）＋（別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」）	29	
		翌期へ繰り越す欠損金額（別表七(一)「5の合計」）	11				翌期へ繰り越す欠損金額（別表七(一)「5の合計」）	30	
	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12/12のうち少ない金額）	12			法人税額の計算	(21)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(21)と800万円×12/12のうち少ない金額）	31	
		その他の所得金額（1）－（12）	13				その他の所得金額（21）－（31）	32	
		(12)の15％又は19％相当額	14				(31)の15％又は19％相当額	33	
		(13)の23.2％相当額	15				(32)の23.2％相当額	34	
	控除税額の計算	所得税の額（別表六(一)「6の③」）	16			控除税額の計算	所得税の額（別表六(一)「6の③」）	35	
		外国税額（別表六の二「15」）	17				その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額（27）	36	
		計（16）＋（17）	18						
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額（8）	19				その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかつた金額（35）－（36）	37	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかつた金額（18）－（19）	20						

納付法人税額		(20)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額（(20)と(28)のうち少ない金額）	38	円	この申告による還付金額		所得税額等の還付金額（39）＋（41）	45	円
		控除しきれなかつた金額（20）－（38）	39				中間納付税額（43）－（42）	46	
		(37)のうち恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額（(9)と(37)のうち少ない金額）	40				欠損金の繰戻しによる還付請求税額	47	外
		控除しきれなかつた金額（37）－（40）	41				計（45）＋（46）＋（47）	48	外
		合計（((9)－(40))＋((28)－(38)））	42		この申告である場合この申告が修正	この申告の前の申告	法人税額	49	
		中間申告分の法人税額	43				還付金額	50	外
		差引確定法人税額（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(46)へ記入）（42）－（43）	44				この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（(44)－(49)）若しくは((44)＋(50))又は((50)－(48)）	51	外
						決算確定の日	年　月　日		
						還付を受けようとする銀行又は郵便局名			

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）